

## 岡山県地域がん登録事業に係る情報の保護及び利用に関する規程

### 1 目的

岡山県地域がん登録事業（以下「地域がん登録事業」という。）に係る情報の取扱いに関する秘密保持を徹底するため、地域がん登録事業に係る業務の処理及び資料の利用に当たって必要な事項を定める。

### 2 登録

#### (1) 秘密保持

地域がん登録事業に関与する者は、業務上知り得た個人並びに個々の医療機関の情報を他に漏らしてはならない。退職後も同様とする。

#### (2) 情報の収集

収集する情報は、地域がん登録事業を実施するために必要な範囲に限るとともに、常に正しい情報の把握に努めなければならない。

#### (3) 作業

個人情報を含む情報の転記は正確に行い、転記・複写作業における作業過誤の用紙等は、焼却又は裁断により廃棄するものとする。

(4) 国立大学法人岡山大学 岡山大学病院（以下「岡山大学病院」という。）における地域がん登録に係る業務（登録情報の提供業務を含む。）は、岡山大学病院内の岡山県がん登録室（以下「登録室」という。）において、岡山大学病院長が指定し岡山県（以下「県」という。）の承認を受けた業務従事者（うち、業務責任者を1名とする。）が行う。

#### (5) 出張採録

業務従事者が医療機関に出張し、がん患者の情報を収集する場合は、あらかじめ対象となる医療機関に対して申請を行い、その承認を得た上で出張し、所定の届出票に必要事項のみを転記する。転記に当たっては、上記（1）及び（2）を遵守しなければならない。

#### (6) 届出内容についての医療機関への問合せ

地域がん登録業務に係る作業に際し、届出内容について問合せの必要が生じた場合、電話による問合せは、業務責任者又は業務責任者が承認した業務従事者が、届出があった医療機関のがん登録の担当医（者）に対して直接行うものとする。また、文書により問合せを行う場合は、親展表示の書留便によるものとする。

#### (7) 届出原票等の保管

岡山大学病院は、登録室に送付された届出原票はすべて施錠したキャビネットに保管するとともに、その他の収集した情報は、善良なる管理の下に保管し、不要となった場合は、直ちに焼却、消去又は裁断により廃棄しなければならない。情報を入力した電子記録媒体及び出力帳票の管理についても同様とする。

ただし、人口動態調査死亡票の転写票及びその入力電子記録媒体については、使用期間終了後、登録室から県に返還又は引き渡しの上、破棄するものとする。

#### (8) 登録室の保守及び安全確保装置

岡山大学病院は、登録室の情報処理システムが常に良好に稼働する状態に保つよう努めるとともに、情報の漏洩、毀損の防止その他の情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければな

らない。

### 3 登録情報の利用及び提供

#### (1) 利用の制限

地域がん登録業務に係る情報は、地域がん登録事業の目的以外に使用してはならない。また届出原票は、いかなる場合も外部への提供等を行わない。

#### (2) 届出医療機関への情報の提供

ア 岡山大学病院は、届出医療機関に対して、当該医療機関に係る届出患者の予後に関する情報（生死の別、死亡年月日及び死因をいう。以下「予後情報」という。）を提供することができる。

イ 届出医療機関は、予後情報の提供を受けようとする場合は、予後情報申請書（様式1）により、岡山大学病院に申込まなければならない。

ウ 岡山大学病院は、イの申込みがあった場合に、その内容を適当と認めるときは、予後情報提供記録簿（様式2）に必要な事項を記入し、直接又は親展表示の書留便による郵送により予後情報を提供する。

エ 届出医療機関は、予後情報の提供を受けた場合は、受領後の当該情報の取扱いに関する責任の所在を明らかにするとともに、入手した当該情報の保管について十分に配慮することを誓約した予後情報受領書（様式3）を提出しなければならない。

#### (3) 公表されている情報以外の資料の提供

ア 登録情報のうち、年報等により公表されている資料以外の資料であって、生存する特定の個人が識別できるもの（以下「個人情報資料」という。）又は特定の個人が識別できないもの（以下「統計情報資料」という。）（以下総称して「登録資料」という。）を利用しようとする者は、目的、方法、対象等を記載した登録資料利用承認申請書（様式4）に誓約書（別紙5）を添付して、県に提出するものとする。申請した内容を変更しようとする場合も同様とする。

イ 県は、アの申請があった場合において、当該申請に係る登録資料の利用が、次に掲げる基準のすべてに適合していると認めるときは、利用の承認をすることができる。

- ① 登録資料の利用目的が、がん医療の向上又はがん対策の推進に資する研究であること、若しくは保健医療に係る政策の立案・評価であること。ただし、個人情報資料の利用については、研究目的であるものに限る。
- ② 利用者ががんの予防、診断、治療に従事する医療関係者又はその研究者若しくは県内市町村の保健衛生担当課であること。
- ③ 利用する登録資料が、利用目的を達成する上で必要な最小限の範囲内のものであること。
- ④ 申請者において、登録資料から知り得た情報を外部に漏らさないような管理が適切に行われること。

ウ イの規定による承認には、利用方法、利用する登録資料の範囲等について条件を付すことができる。

エ 県は、イの規定による承認又は不承認をしたときには、遅滞なくその旨を様式6又は様式7により、申請者に通知（承認の場合は登録室経由による）するものとする。

オ 県は、登録資料（統計情報資料の場合を除く。）の提供に当たっては、利用期限を定めるものとする。利用期間は、当該提供に係る承認の日から最長1年間とする。

- カ 県は、登録資料の利用承認の後、特別な事情があると認めるときは、オに規定する利用期間について、申請者から申請に基づき最長1年間に限りその延長を承認することができる。
- キ 岡山大学病院は、登録資料を提供する場合は、県の指示に基づき、申請のあった必要部分を登録原票から出力して提供する。この場合、岡山大学病院は、登録資料提供記録簿（様式8）に必要事項を記入するものとする。
- ク 申請者は、登録資料を受領したときは、速やかに登録資料受領書（様式9）を、登録室を経由して県に提出しなければならない。
- ケ 申請者は、登録資料（統計情報資料の場合を除く。）の利用期間が終了したとき、又は利用期間内であっても利用目的が完了したときは、その全てを速やかに破棄した上、直ちに登録資料破棄報告書（様式10）を、県に提出しなければならない。
- コ 申請者は、登録資料（統計情報資料の場合を除く。）の利用後、速やかに利用結果を県に報告しなければならない。また、登録資料を利用して行った研究の成果の公表に当たっては、その内容について事前に県と協議するとともに、公表する全文（図表を含む。）の写しを県に提出しなければならない。

#### 4 その他

- (1) 地域がん登録事業を実施している他県との情報交換は、県が行う。
- (2) この規程に定めるもののほか、地域がん登録事業に係る情報の取扱いに関し必要な事項は、別途定める。

#### (附 則)

この規程は、平成4年12月18日から実施する。

この規程は、平成5年4月1日から実施する。

この規程は、平成6年4月1日から実施する。

この規程は、平成14年10月1日から実施する。

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

この規程は、平成28年1月1日から実施する。

この規程は、令和元年12月27日から実施する。